

エイベックス株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を作成する。

1. 計画期間 平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3年間

目標1：計画期間内に育児に関係することに参加できる水準を以下のようにする。

男性社員（該当者）…計画期間中に10人以上取得すること。

目標2：計画期間内に育児休業復帰者の役職復帰の水準を以下のようにする。

女性社員（該当者）…復帰者を1名以上にすること。

活動内容と対策

《1.男性の育児参画への支援に対する活動》

- ①「男性従業員への取得啓蒙」
⇒社内報での男性育児に関する他社事例の紹介
- ②「有給休暇取得の更なる支援」
⇒半日有給の取得推進、時間単位での有給休暇の取得検討

《2.女性の役職復帰に関する活動》

- ①「育児休業対象者への啓蒙」
⇒育児休業対象者へ育児制度を積極的に公開・展開し、積極的利用を呼び掛ける
- ②「職場復帰支援」
⇒多能工化により、休業・復帰時にも対応できる人員体制を確立する
- ③「新事業の確立」
⇒地域正社員制度を設け、拠点間の異動をなくした雇用制度を設ける
- ④「育児休業復帰者からの意見吸上げ」
⇒育児休業復帰者より、改善提案をしてもらい、反映できる部分を就業規則や社内規則へ反映させる
- ⑤「キャリアアップ」
⇒育児休業取得後に女性がキャリアアップできる制度を確立する
- ⑥「企業主導型保育所の設置」
⇒従業員の子供を預かることにより、安心して働ける環境整備の検討をする

《3.小学校入学するまでの子を持つ従業員の対応》

- ①各部門内において仕事の見直しを実施し、短時間正社員制度の策定及び浸透させる
- ②子供との時間を確保できるように、職場内で残業時間や休日出勤を配慮できるような環境を整備する
- ③子供の送迎を配慮した、始業時間の繰り下げ及び繰り上げを実施する

《4.所定労働時間の削減の処置》

- ①所定外労働の削減の為の措置
⇒金曜定時の日（現状あり）：金曜を定時と定めることにより、時間を意識させ業務に取り組みさせる
また36協定を遵守するため、各部署毎にフォローしやすい体制をつくる
⇒タイムマネジメントの導入（現状あり）：事務間接部門の生産性向上を図れるよう業務の可視化と効率化
- ②年次有給休暇の取得促進のための措置
⇒有給取得の支援計画（実施中）：全社員へ毎月有給の取得状況を告知することで取得意識を向上させる
月1の会議で会社全体ではなく、個々の取得状況を把握し、取得日数の少ない従業員に対し、フォローの実施
- ③その他働き方の見直しに資する様々な労働条件の整備のための措置
⇒性別役割分担意識の是正、新たな休暇制度の措置